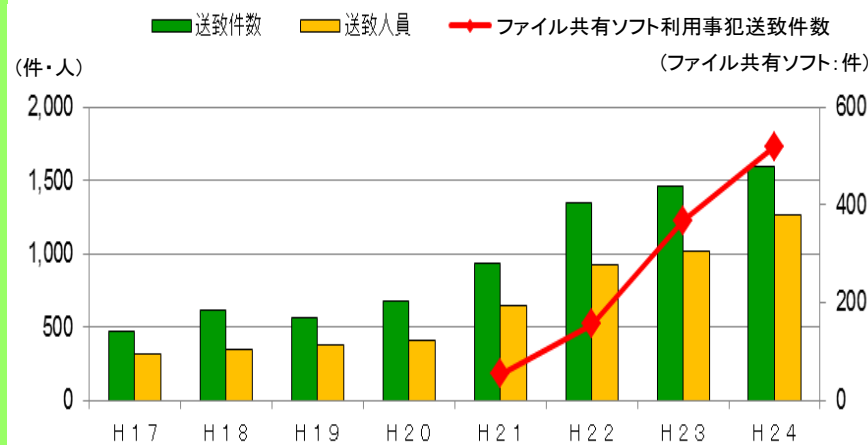


第二次児童ポルノ排除総合対策(案)の概要

第二次総合対策の策定背景

- 平成22年7月の総合対策により、協議会やシンポジウムを通じた国民運動が推進されたほか、民間の自主的取組として、インターネット上の児童ポルノ画像の閲覧防止措置(ブロッキング)が開始されるなど、一定の成果。
- しかし、児童ポルノ事犯の送致件数・人員は増加傾向にあり、平成24年は1,596件1,268人といずれも過去最多。
大部分がインターネット関連であり、ファイル共有ソフト利用事犯が急増。
- 被害者の約半数は低年齢児童と認められ、その約8割が強姦や強制わいせつ的手段によるものであるなど、極めて憂慮すべき事態。

児童ポルノ事犯の送致件数等



留意すべき課題

今後3年間を目途に児童ポルノを排除するための総合的な対策を策定する必要。

※ 特に留意すべき課題

- ① ファイル共有ソフト対策を含めた流通・閲覧防止措置の強化
- ② 被害者支援を強化するための保護対策の充実強化
- ③ 国際連携を強化するための取組の推進

児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進

- 国民運動の効果的な推進
 - ・ 地方公共団体やN G O等関係団体が主催する児童ポルノ排除に向けた取組を積極的に支援。法務省の人権擁護機関においては、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、児童ポルノ問題を含む子どもの人権問題について、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施。

被害防止対策の推進

- インターネットの危険性及び適切な利用に関する広報・啓発活動
 - ・ 学校、地域、家庭等に対し、保護者説明会、非行防止教室等において、出会い系サイトやスマートフォンのアプリ等インターネットの利用に起因する青少年の犯罪被害の状況に係る情報提供を実施。
 - ・ インターネットを介して知り合った者との安易な交際が犯罪被害やトラブルに発展する危険性があることなど、インターネット利用上の注意点について周知。

インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進

- ブロッキングの実効性向上に向けた諸対策の推進
 - ・ 平成23年4月から、I S P等の関連事業者が自主的にブロッキングを実施しているところ、このようなブロッキングについて、インターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用にも配慮しつつ、その実効性の向上が可能となるよう対策を推進。
- ファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止対策の推進
 - ・ 関連事業者と連携して、ファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止対策を検討し、取組を推進。

被害児童の早期発見及び支援活動の推進

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、「子どもの人権110番」「子どもの人権S O Sミニレター」等を活用した相談体制の充実
 - ・ 専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の整備を支援するとともに、人権問題専用電話「子どもの人権110番」を開設する等、児童ポルノの被害に遭った児童が相談しやすい体制を整備。

児童ポルノ事犯の取締りの強化

- 悪質な児童ポルノ事犯の徹底検挙
 - ・ サイバーパトロールを推進し、インターネット・ホットラインセンター及び匿名通報ダイヤルからの各種情報の積極的活用を図り、都道府県警察間の合・共同捜査を積極的に推進し、低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯やファイル共有ソフト利用事犯等に重点を置いた捜査を強化。

諸外国との協力体制の構築と国際連携の強化等

- 「オンラインの児童の性的搾取に対する世界的連携」への積極的な参画
 - ・ 平成24年12月、我が国を含む28か国の司法・内務大臣等が参加して「オンラインの児童の性的搾取に対する世界的連携の設立のための閣僚会合」が開催されたところ、積極的に参画し国際連携を強化。
- 外国捜査機関等との連携の強化
 - ・ I C P OやG 8ローマ・リヨン・グループ等の国際的取組に積極的に参加し、連携態勢を強化。